

長崎市規則第 9 / 号

長崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

長崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年長崎市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式第 1 片裏面及び第 11 号様式第 1 片裏面中「80 万 9 千円」を「82 万 6,500 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。